平成２４年（フ）第１３３２号
福岡市城南区片江２丁目14番19号―706号
債務者　久保惠里子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５１７号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目６番21―602号
債務者　野田恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５９３号
福岡市東区舞松原２丁目３番12―102号
債務者　阿比留　康
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６４２号
福岡県糸島市前原北４丁目18番16号　202
債務者　上野　周子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６７５号
福岡県糸島市波多江駅北４丁目11番35―702号
債務者　山崎　冬美（旧姓山北）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６９３号
福岡市中央区高砂２丁目２番１―301号
債務者　佐藤ちづ子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７１８号
福岡県筑紫野市大字山口1957番地
債務者　日隈　正明
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７２５号
福岡市博多区比恵町11番19―302号
債務者　徳丸　知加（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７６０号
福岡県春日市須玖北９丁目119番地ジョイフル清光101号
債務者　豊永　雅子（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７６３号
福岡市東区郷口町２番10―503号
債務者　能住　真央
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７７５号
福岡市東区香椎照葉３丁目２番３―907号
債務者　若杉　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８１１号
福岡県糟屋郡志免町片峰３丁目２番５号第２浦園コーポ102号
債務者　鳥越　絵美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８１５号
福岡市博多区板付７丁目９番26―201号
債務者　田中　友子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８２９号
福岡県糸島市二丈武396番地
債務者　樋口キヌ子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８４９号
福岡市東区香椎浜１丁目５番１―101号
債務者　佐野　辰男
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８５０号
福岡市早良区原３丁目５番22―102号
債務者　溝口　　稔
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８７０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1112番地
債務者　牛房　義和
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８９０号
福岡市城南区梅林５丁目９番12号
債務者　原田由紀江
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部